

1 審議会名	第29回上田市都市計画審議会
2 日時	令和6年7月30日(火) 午後1時30分から午後3時00分まで
3 会場	上田駅前ビルパレオ 2階会議室
4 出席者	高木会長、池田副会長、宮下(勝)委員、龍野委員、國枝委員、宮下(正)委員、荻原様(代理)、中山委員、清住委員 計9名
5 市側出席者	
●都市建設部	佐藤部長
【都市計画課】	細谷課長、児玉課長補佐兼調査計画担当係長、乾調査計画担当係長、竹内主査、柳澤主査、清水主査、飯澤主事
●環境部	
【ごみ減量企画室】	佐藤ごみ減量企画室長、小平室長補佐兼ごみ減量企画係長、山口統括幹、小林主査
【資源循環型施設建設関連事業課】	山浦課長
6 その他出席者	なし
7 公開・非公開	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 ・ <input type="checkbox"/> 一部公開 ・ <input type="checkbox"/> 非公開
8 傍聴者	0人 記者 4人
9 会議概要作成年月日	令和6年7月31日

協議事項等

- 1 開会(挨拶:佐藤都市建設部長)
- 2 議事(進行:高木会長)
 - (1) 議事録署名人の選出
 - ・ 龍野委員、國枝委員を指名
 - (2) 事務処理報告
 - ・ 清水主査から報告
 - (3) 議案審議
 - 【調査審議第1号】
 - ごみ処理場(有機物リサイクル施設)決定について(上田市決定) ※塩川地区
 - ・ 資料に沿い、細谷課長、佐藤室長、児玉課長補佐から説明
 - (委員) 建設場所については丸子地域協議会において現地を確認した。また、防臭対策等も十分に行うということであり、地域の住民にも十分な説明、合意形成がされている。
以上のことから建設場所としてふさわしいという意見である。
 - (委員) 生ごみの分別収集範囲について、範囲外の地域において生ごみの自己処理を行うことが困難な家庭についてはどう考えているか、また、地域内外の世帯の比率はどうなっているか。地域外の市民にとっても納得できる内容となっているか。
 - (事務局) 生ごみについては自己処理を原則とするが、処理できない人については本施設で処理しようということである。自己処理の施策については、例えば生ごみの減量機器に補助金を出しており、その普及が主な柱になると思われる。そのため、今回の分別収集範囲については、アパートに住んでいる方や庭のない方など、生ごみの自己処理が困難と思われる方が集中する範囲として

おり、それ以外の方については生ごみの減量機器やコンポスト等を使って処理していただくようお願いすることになる。

対象となるのは 72/418 自治会で全体の 17%弱、人口は令和 5 年 12 月の数値で約 60,000/150,000 人で全体の 37%ほど、世帯数は約 27,000/69,000 世帯で全体のおよそ 40%となる。

- (委員) 今後、生ごみの減量機器の補助金を増額するなど、分別収集範囲外の市民に寄り添った対応をお願いしたい。また、コンポストは臭気を抑えられないので、設置すると近隣住民から苦情が出る場合もある。脱臭もできる機材の補助金を増額するなどの検討もしてもらえればと思う。
- (委員) 地域ごとの人口や世帯の増加など、今後の人口動態は考慮しているか。また、地域によって人口や世帯が増加した場合や収集範囲を拡大した際、本施設の受け入れ規模は余裕を見ているか。
- (事務局) 地域住民へは、収集範囲の拡大等については見込んでいないとして説明しており、今後も見込んではいない。人口については減少していくと予想されるが、たとえ増加しても処理しうる規模として算出している。
- (会長) 収集範囲は、市としては立地適正化計画において人に住んでほしいとしている地域に重なっているため、人口増の不安もある。人口が増えても余裕があるということか。
- (事務局) 本施設の処理規模 5.2 t は隣接の牛舎から出る牛糞を含めての数値となるが、人口等が増えても 5.2 t を上回ることがないとの予測をし、過度ではないが余裕をもって設定している。
- (会長) 牛舎から出る牛糞も増えることはないということで良いか。
- (事務局) 牛舎の経営者と協議を行ったうえで設定している。
- (会長) 収集範囲内の人は生ごみの分別について、範囲外の人は生ごみを回収してもらえないことについて、建設予定区域の人は騒音や臭気についてなど、それぞれから様々な意見が出る可能性がある。資源循環型施設の規模を小さくするために生ごみを自己処理するのが前提である、自己処理できない地域は本施設において処理し、再度資源化することにより上田市にとってもプラスになるものを作ろうとしているという大きな流れを市民に理解してもらう必要がある。
- (委員) 建設予定地南側の盛土の処理方法について、産業廃棄物として処理した理由、そして周辺への影響について伺いたい。
- (事務局) 盛土内に重金属が含まれていたため、土壌汚染対策法でその場に留めおくことも可能ではあったが、廃棄物処理法により撤去した方が市民の安心安全につながると判断されること、及び経済的にも有利であったことから産業廃棄物として撤去、処理した。

審議結果

特段の意見なし

3 その他 都市再生整備計画 上田駅周辺地区について

・資料に沿い、柳澤主査から説明

- (委員) 武者だまりの発掘調査については、何かわかってきているのか。
- (事務局) 二の丸橋正面に三十間堀があったことが分かってきており、4隅のうち3か所は判明したためあと1箇所判明すれば文化庁としても復元可能として判断すると思われる。付随して冠塚台についても調査中であるが、江戸時代の基礎が出てきている。明治から大正にかけて監獄等があった関係で一部破壊されている可能性もあるが、発掘調査を進め、今後文化庁と協議のうえ整備できればと考えている。
- (委員) 上田駅、柳町、上田城や、その結節点として大手門まちかどテラスが拠点としてあるが、拠点だけではなく、拠点と拠点を繋ぐまちかどの魅力向上も必要ではないか。
- (事務局) 拠点と拠点を繋ぐだけではなく、拠点が線となるような整備が必要と考えている。

- (委員) 自転車通行区間整備について、自転車に乗っている人が交通ルールを理解していないことが多いため、交通ルールを徹底した上での社会実験をお願いしたい。
- (委員) 上田市には自転車通行空間（車道混在）はないとのことだが、上田市内にも道路に青い矢羽根のついた区間がある。それは自動車通行空間ではないのか。
- (事務局) 上田東高校前の青い矢羽根のついた区間については車道混在ではなく、上田建設事務所で整備したものであり、逆走すると法的に取り締まりの対象となる正式な自転車通行帯となる。今回整備するのは車道混在の矢羽根であり、自転車が車道を走っても良いということを示していく。また、特に道路の渡り方など、学校等への交通マナー教育などのソフト事業についてもやっていきたいと考えている。
- (委員) 実証実験の根本は交通ルールの周知であり、周知をしっかりとった上での効果の検証をして欲しい。また、路上駐車している自動車など、自転車に限らない交通ルールの啓発をお願いしたい。
- (委員) 本件とは関係ないが、市内の都市計画道路の廃止等について本審議会でも採り上げてもらうことは可能か。
- (事務局) 個別具体的な都市計画道路の廃止要望については、まずは都市計画課にご相談いただきたい。その相談内容に応じて対応を検討したい。

4 閉 会（挨拶：佐藤都市建設部長）